会　議　録

会議名	平成２７年度第１回みよし市地域密着型サービス運営審議会
日　時	平成２７年５月２２日（水）午後１時３０分から午後２時３０分まで
場　所	市役所３階　研修室４
出席者	成瀬副会長、伊藤委員、青木委員、新谷委員、宮本委員、長谷川委員、横井委員、谷端委員、天石委員、古山委員、鈴木委員、吉村委員、冨田委員
事務局	【事務局】増岡健康福祉部長、小野田健康福祉部次長、深谷高齢福祉課長、吉田高齢福祉課副主幹、岡田高齢福祉課副主幹、橋本高齢福祉課主任主査
欠席者	久野委員、村上委員
次　第	１　委嘱状の交付及び諮問 ２　あいさつ ３　協議事項 （１）　指定地域密着型サービス事業所の指定について （２）　地域密着型サービス整備基本方針について （３）　介護予防給付ケアマネジメントの新規委託事業所の承認について ４　施設見学

議　事　内　容

１　委嘱状の交付及び諮問

２　あいさつ

会　長：ただいま、市長から諮問いただいた事項について、みよし市民のみなさんのことを考えながら、公正かつ厳正に審議していただくようお願いします。

市　長：今回、３名の新委員のみなさんを委嘱させていただいた。この審議会は本市の介護保険の根幹をなすものですので、お力添えいただくよう、よろしくお願いしたい。本市の平成２７年４月末現在の高齢者人口は９，８２８人、高齢化率は１６．４１％、要介護認定者数は１，１５７人となっている。県内では、まだ高齢化率は低い方だが、将来のことを考えしっかりビジョンを持って対応していきたい。

今後も続く少子高齢化に対応して、「医療・福祉・介護」が連携し充実した支援を提供できるまちづくりを推進するため、１０年２０年後を見据えた「医療・福祉・介護長期構想」を策定する予定である。

３　協議事項

（１）指定地域密着型サービス事業所の指定について

事　務　局：　それでは、協議事項１、指定地域密着型サービス事業所の指定について、説明させていただきます。

資料１、１－１、１－２をご覧ください。

６月１日から開所することとなっている、グループホームあかりと小規模多機能型居宅介護　あかりの家については、地域密着型サービス事業所ですので、株式会社プラスからの申請に基づき、保険者であるみよし市が指定することになっています。

申請書類は高齢福祉課が受付いたしました。

「みよし市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、お配りしたチェックリストに沿って、提出書類が正しく提出されているか、運営規定の記載事項に漏れが無いか、施設に必要な備品がそろっているか、職員の人員配置が適切になされているか、を確認しました。その結果をここで御報告いたします。

資料１－１、小規模多機能型居宅介護チェックリストを見ながら進めます。

まず、代表者について、１３番、１４番の項目です。

経営者である株式会社プラスの代表者は北野ひろしさんで、認知症高齢者の介護に従事した経験を持ち、現在、岐阜県と愛知県で、小規模多機能型居宅介護を６施設、認知症対応型のグループホームを６施設、居宅介護支援事業所を１事業所、経営されており、福祉サービスの経営には十分な経験をもっておられます。厚生労働省が定める研修も修了証書で確認いたしました。(痴呆介護実務者研修基礎課程）これは、認知症対応型サービス事業開設者研修と同等と見なされます。

次に管理者についてです。９番から１２番までの項目です。
管理者は、小森摩己（こもり　まき）さん４２歳です。
常勤勤務、認知症高齢者の介護経験が３年以上、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しておられます。
管理者の経歴書によりますと、１６年以上高齢者施設で従事されており、老人保健施設で介護職を経験、平成１７年から株式会社プラスのあかりグループに勤められ、認知症対応型グループホームと小規模多機能型居宅介護の管理者を５年以上経験されておられます。
研修修了書、勤務体制一覧表で確認いたしました。
そして、管理者につきましてはグループホームの管理者と兼務ができますので、グループホームの管理者としても認められます。
次に、従業員についてです。１番から８番までの項目です。
介護従事者は、常勤職員が４名、非常勤職員が８名、雇用される予定です。
常勤職員のうち、１名が看護師です。
介護支援専門員は常勤で、１名。なお、介護支援専門員は、グループホームの計画作成者と兼務ができます。
勤務体制及び、勤務形態一覧表で、確認したところ、常勤換算方法で９．８人がいたしました。
次に、１５番、登録定員は、２５名です。
次に、１６番から２０番の設備及び備品の項目です。
事業所の平面図、居室面積一覧表、設備、備品に係る一覧表、で確認いたしました。居室面積一覧表によると、居室面積は、一室あたり８．６平方メートルから１０平方メートルで、規定の７，４３平方メートル以上となっております。
居間、食堂の面積が４８．２平方メートルで、通いサービスの定員に３平方㍍を掛けた面積以上となっております。
設備としましては、全室エアコン、ナースコール、手すりを設置しており、
居室には、電動ベット、クローゼットが用意されております。
消防設備としては、消火器、非常口、非常照明、スプリンクラー、自動火災報知機、が設置されており、今年３月に尾三消防署によって、消防用設備の検査は済んでおります。
次に、２１番から３５番に上がっている項目の提出書類は全て提出されております。
２７番　利用者からの苦情を処理するための措置としては、窓口を常時管理者とし、苦情があった場合は直ちに、管理者が直接相手方に連絡を取り、訪問するなどし、状況を確認いたします。苦情が寄せられてから、２日以内に謝罪と解決策の提示を行います。
苦情が記録し、再発防止に努めるとともに、普段から苦情のでないサービス提供を心がけます。
２９番　協力医療機関との契約ですが、協力医として、宇田ファミリークリニック、訪問歯科診療として、立川歯科医院と契約されております。

宇田先生においては、夜間や緊急時の対応も、電話をして、緊急に駆けつけをしていただくことになっております。
３０番　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院との連携。支援体制については、地域包括支援センターや、居宅支援専門員、病院のケースワーカーと連携し、利用者に、ダメージ無くスムーズな入居や退所、利用の開始や解除ができる体制をめざしていきます。
３５番　運営推進会議の構成員については、東山の区長、民生委員、みよし市包括支援センター職員、みよし市高齢福祉課職員、認知症支援専門員、そして、利用者の家族で構成していきます。
次に、３６番から４５番の項目が運営規定に記載されているか、ですが、
全て記載されていることを、確認しております。
以上で小規模多機能型居宅介護については、終わります。
次に、１－２をご覧ください。グループホームあかりのチェックリストです。なお、代表者、管理者、設備及び備品、提出書類、運営規定については、小規模多機能型と同じことの確認ですので、先ほどのことと、同様とさせていただきます。
では、１番から５番の、従業員についての項目を確認いたします。
介護従事者は、常勤職員が２名、非常勤職員が８名雇用予定です。常勤職員のうち、１名が看護師です。介護支援専門員は常勤で、一名。こちらも、小規模多機能型居宅介護の計画作成者と兼務となっています。
以上を勤務体制及び、勤務形態一覧表で、確認いたしました。
以上のことにより、グループホームあかりと小規模多機能型居宅介護あかりの家は、指定の要件に当てはまると考えます。なお、指定期間は平成２７年６月１日から平成３３年５月３１日までの６年間です。

成瀬副会長：　それでは、ふたつの事業所の指定について御審議をいただきたいと思います。
事務局の説明を聞いていただいて、御質問はありますか。
事務局の審査の範囲では満たされているとのことですが特に御意見はありませんか。
それでは、「グループホームあかり」の指定について、承認することとしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。
（全員挙手）
では、指定を認めることとします。
次に、「小規模多機能型居宅介護あかり」の指定について、承認することとしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。
（全員挙手）
では、指定を認めることとします。

（２）地域密着型サービス整備基本方針について
事　務　局：　資料２をご覧ください。
みよし市地域密着型サービス整備基本方針は次のとおりとさせていただきます。

まず、基本方針として、第６期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画中に整備する地域密着型サービスは、「認知症対応型共同生活介護」１か所、
「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」１か所と考えております。
認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことで、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、定員が３０人未満の小規模な特別養護老人ホームのことです。
「認知症対応型共同生活介護」（グループホーム）については、認知症高齢者の増加により希望が高まっていること、また、認知症高齢者への支援体制として、地域での生活を支える介護サービスの構築が求められていることから、１ユニット定員９人以下を整備します。
「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」(小規模特養ホーム)については、増加が見込まれる施設入所待機者や、重度の認定者などの受け皿として、有効なサービスと考えますので、定員 30 人未満の小規模な特別養護老人ホームを整備します。どちらの施設も、公募して実施する法人を選定します。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を行う法人については、平成２７年度中に、公募、選定し、２９年度の開所を目指します。また、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」(小規模特養)を行う法人については、平成２８年度中に公募、選定し、平成３０年度に開設するよう目指しています。
事業所の場所や、整備基準は以下書いてあるとおりですが、また、公募を行なう時期や、募集要綱については、７月下旬に、この地域密着型サービス運営審議会を開いて協議させていただきます。よろしくお願いいたします。

成瀬副会長：　みよし市には、認知症を患っている方が何人位おられて、どこかに入りたいけど入れないとか相談をされている人は何人位いるのでしょうか。
事　務　局：　介護認定調査の結果から判断して６００人くらいです。
成瀬副会長：　市民からの要望がたくさんあるのなら急いで進めなければならないし、既存の施設でそこそこやっていけているのならスローペースでもいいし、参考までに確認したところです。
吉村委員：　みよしの里グループホームは、現在満床ですが、待機者はゼロです。
成瀬副会長：　医療の現場にいるとなんとかしてくれという声をよく聞く。個人的には、医療と介護のギャップを感じている。ニーズがあるのなら、悲惨なことにならないよう整備をお願いします。
事　務　局　：　新しく開所するグループホームの状況をみながら整備時期を検討していく考えです。その際は、この審議会で協議させていただきますのでよろしくお願いします。

（３）介護予防給付ケアマネジメントの新規委託事業所の承認について
事　務　局：　資料３をご覧ください。
平成２７年度４月末現在、予防給付認定者が３９２人です。昨年の同時期に比べると１．２倍の伸びを示しています。今後も居宅介護支援事業所にどんどん委託していきたいと考えております。今回みよし市内に、また、居宅介護支援事業所

が開設されました。管理者ひとり体制で行なっている小さな事業所、「あおばケアプランセンター」といいますが、今後御世話になる可能性が十分ありますので、ご承認いただきますようにお願いいたします。

成瀬副会長：　事務局の説明になにか御質問はありますか。
ないようですので、承認の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）
では、承認いたします。
それでは、本日の協議事項は全て終了いたしましたが、せっかくの機会ですので、委員のみなさんから何かご意見がありましたらお願いします。

吉村委員：　４月からの新しい制度が載ったパンフレットをいただきましたが、この中の特養入所の部分で、特例入所の要件が全く触れられていないので、別紙を付ける形でいいのでわかるようにしていただきたいです。

事務局：　みよし市は県の方針に沿ってやっていきたいと思いますので、その内容の説明は付けるようにいたします。

天石委員：　みよし市では、ケアマネジメントの公平性を審議する会がありますか。

事務局：　年に一回ケアプラン点検を行いますが、事務職が行いますので、専門的な知識が無いため細かい点検はできていません。

天石委員：　私が聞いているのは、医師や専門職がケアプラン妥当性を審議する会のことですが、みよし市ではないようですね。

成瀬副会長：　要は、ケアの質をどうやって担保するかということなので、不正請求のチェックばかりに目を向けるのではなく、ケーススタディ、ケアマネの学習を市がリーダーシップをとってやってもらえるとありがたい。
他に、事務局から連絡等はありますか。

事務局：　本日諮問されたことについての答申は、後日審議会を代表して成瀬副会長より市長に答申していただきます。
次回の審議会の開催につきましては、介護保険運営審議会として、平成２７年７月下旬の開催を予定しております。
本日はありがとうございました。
それでは、今からグループホームあかりとあかりの家の見学に向かいます。